

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 改正要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する3条例について、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

ア フルタイムの会計年度任用職員については、人事行政の運営等の公表対象とする。

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例

ア 「任用期間の定めのある職員」を「会計年度任用職員」に改める。

(3) 島根県後期高齢者医療広域連合職員の休日に関する条例

ア 「任用期間の定めのある職員」を「会計年度任用職員」に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日